9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が次の各号に掲げるときのいずれにも該当する場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の特定連結事業年度（特定期間（法第六十八条の十五の六第二項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）における同条第七項及び第八項の規定の適用については、同項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされる金額は、当該各号に定める金額の合計額とする。

一　指定期間内に特定生産性向上設備等（法第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを特定連結事業年度のうち特定期間の末日後の期間内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき法第六十八条の十五の六第一項及び第二項の規定の適用を受けないとき　その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額

二　特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして、これを特定連結事業年度のうち特定期間の末日以前の期間内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同条第一項の規定の適用を受けないとき　その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額

10　法第六十八条の十五の六第十六項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の十五の六第十六項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、連結親法人又はその連結子法人で、当該供用年度において法第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等の取得等をしたもの又は同条第三項に規定する特例対象連結事業年度等の指定期間内において同条第九項に規定する特定生産性向上設備等の取得等をしたもののこれらの特定生産性向上設備等につき同条第七項及び第八項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。

11　法第六十八条の十五の六第五項の規定の適用がある場合において、同項の連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の十五の六第五項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとする。

第三十九条の五十及び第三十九条の五十一を次のように改める。

（耐震基準適合建物等の特別償却）

第三十九条の五十　法第六十八条の十七第二項に規定する政令で定めるものは、護岸、岸壁及び桟橋とする。

第三十九条の五十一　削除

第三十九条の五十三の見出しを「（特定信頼性向上設備等の特別償却）」に改める。

第三十九条の五十六第二項中「期間は」の下に「同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる地区にあつては」を加え、「（法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）」を削り、「これらの」を「当該」に、「同表の第一号」を「法第四十五条第二項の表の第一号」に改め、「若しくは同欄に規定する区域」を削り、「期間」の下に「とし、法第六十八条の二十七第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区にあつては当該地区に係る認定産業振興促進計画（第二十八条の九第十二項に規定する認定産業振興促進計画をいう。以下この項及び第四項第三号において同じ。）に記載された奄美群島振興開発特別措置法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から平成二十七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が平成二十七年三月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）」を加え、同条第三項中「第二十八条の九第十三項」を「第五項第一号及び第六項第一号」を「以下この条」に改め、同条第四項中「第二十八条の九第十三項に規定する産業投資促進計画」を「産業投資促進計画（次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。）」に、「策定した」を「策定し、又は作成した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第六十八条の二十七第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区に係る法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で第二十八条の九第十四項第一号に規定する基準を満たすもの

二　法第六十八条の二十七第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区　当該地区に係る法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で第二十八条の九第十四項第二号に規定する基準を満たすもの

三　法第六十八条の二十七第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が作成する認定産業振興促進計画

第三十九条の五十六第五項第一号中「第二十八条の九第十五項」を「第二十八条の九第四項第一号ロ」に改め、「次項第一号」の下に「及び第七項第一号イ」を加え、同号イ中「千万円超」を「千万円を超え」に改め、同号ロ中「五千万円超である」を「五千万円を超える」に改め、同項第二号中「第二十八条の九第十五項」を「第二十八条の九第十六項」に改め、「次項第二号」の下に「及び第七項第二号」を加え、同条第六項第一号イ中「五千万円超」を「五千万円を超え」に改め、同号ロ中「一億円超である」を「一億円を超える」に改め、同条第八項中「第二十八条の九第十九項」を「第二十八条の九第二十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第六十八条の二十七第二項の表の第三号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合には、次に定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ　資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）　千万円

ロ　資本金の額等が一億円を超える連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が一億円を超える連結子法人　二千万円

二　第二十八条の九第二十項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

第三十九条の六十第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「第二十九条第三項第二号」を「第二十九条第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第三十九条の六十一第一項中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同項第二号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同項第一号中「前項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三十九条の六十四第四項中「又は同法」を「、同法」に改め、「実施主体」の下に「又は国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により都市再生特別措置法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなされた国家戦略特別区域法第二十五条第一項の実施主体」を加え、同条第七項中「建築物」の下に「又は構築物」を加え、「第二十九条の五第八項」を「第二十九条の五第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「建築物」の下に「又は構築物」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建築物が同条第三項各号に掲げる建築物のいずれにも」を「建築物又は構築物が同条第三項各号及び法第四十七条の二第三項第四号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に」に、「これらの建築物のうちいずれかの建築物」を「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる建築物又は構築物」に、「同条第一項」を「法第六十八条の三十五第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。